




平成 25 年 7 月 30 日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名  株式会社 **ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀慶太

(コード番号 8139 東証第 2 部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 田端 馨

(電話：03-3832-8266)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり単元株式数を変更及び定款の一部変更する事について決議致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資単位の引下げは、個人投資家の株式市場への参加を促進し、株式の流動性を高める有用な施策の 1 つであると認識しております。そのため、現在の投資金額を勘案し、投資しやすい環境を整える事で、より広範な投資家の参加を促すと同時に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

(3) 変更予定日

平成 25 年 9 月 2 日

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更する事により、東京証券取引所の有価証券上場規定第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回る事が想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を上げるべく、業績の向上、業容の拡大に取り組み、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力してまいります。

(参考) 平成 25 年 9 月 2 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更にとまなうものであります。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 附則 第 3 条①第 7 条の変更は、平成 25 年 9 月 2 日から効力を生じるものとする。 ②本附則は、前項の効力発生日をもってこれを削除する。

以上